エチオピアの君主制度について

——皇帝の地位と権能及びその君主制崩壊の原因をめぐって——

吉川　智

目次

一　はしがき
二　歴史的背景
三　皇帝の憲法上の地位及び権能
㈠　皇帝の憲法上の地位
㈡　皇帝の憲法上の権能
四　君主制崩壊の原因
五　むすび

一　はしがき

レーヴェンシュタインが「おそらく今日でも完全に独裁的な権力を行使しているという意味で、絶対君主といいうるのは、エティオピアのハイレ・セラシエ一世だけである。かれは国法上の副号として『ユダの獅子王』(Löwen von Juda)という称号をもっており、公的にソロモン王およびシェバ女王の後裔とされている。かれは今日めったに

人々の口に上らないが、しかし第二次大戦前かれの国がイタリアに征服された当時は、諸強国や国際連盟に労を惜しまずはたらきかけ、この不法の非を世界に悟らせることに悲壮な役割を演じたのである。……中略……それはおよそ今日において、もっとも純粋な君主制的絶対主義の唯一無比の実例である」[1]と述べたエチオピア（Ethiopia）も、一九七四年の革命により、君主国から社会主義国へと移行して早や一〇年以上の歳月が流れようとしている。

今日、エチオピアをも含めて君主制度を採用している国家が減少してきていることは事実である。[2]しかし、そのような世界的傾向のある中で、他方、イギリスを中心とするヨーロッパの君主制諸国家及び中近東を中心とする回教諸国家並びにタイや日本に見る伝統的君主制国家等が依然として存在し、かつ、共和制を採用する国家と比較して、一般的に君主制度そのものがその内外に与える政治的安定性（Political stabilization）の拠所の一つになっていることもまた事実である。[3]

本稿は、恐らく革命遂行の上で批判・打倒の対象になったであろうと思われるエチオピアの君主制度について、その問題点等につき憲法上再吟味することに主眼を置くと共に、[4]社会主義国家に移行した今日のエチオピアの状況について少しでも触れて、政治学的な意味での比較をも合わせて行えればと考えるものである。

二　歴史的背景

ラウル・バルディッツが「一九七四年二月の驚くべき爆発（explosion）が何故に生じたか、その理由をより明確に理解するためには、エチオピアの極めて複雑な歴史を概観するのが有益である」[5]と述べているのに従って、既に幾つかの論文等で紹介されてはいるが、[6]本稿でもこの点について若干触れておきたく思う。

ペーター・シュワッブによると「エチオピアの歴史は、三〇〇〇年以上も遡るものであり、その間にアクムス（Axum）というような偉大な帝国やメネリック二世（Menelik II, 1889〜1913）、ハイレ・セラシエ一世（Haile Selassie I, 1930〜'74）というような有力な諸皇帝が国家の発展において重要な役割を演じた(7)」ということである。

嘗てアビシニア（Abyssinia）として知られたエチオピアは、ホーマ（Homer）及びヘロドトス（Herodotus）の両者によって触れられ、旧約聖書の中でも引用され、その建国は紀元前一〇〇〇年に遡るといわれる。エチオピアの女王セバ（Sheba）がエルサレムの王ソロモン（Solomon）を訪問し、ユダヤ教に改宗し、そして、メネリック一世を生んだといわれる。このメネリック一世がエチオピアにおけるソロモン王朝のルーツであると考えられ、キリスト教的信仰とソロモンの血を受け継ぐことが王位に神権を付与するものであると信じられていた。事実、一九三一年及び一九五五年の両憲法には、この神話（myth）が合法的なものとして挿入されており(8)、ソロモン王朝の重要性と活力とは過小評価できないといわれる(9)。

さて、ソロモン王朝は、メネリック一世以来、一〇世紀初頭頃まで、エジプトやイスラム教徒と闘いながらも継続された。しかし、一〇世紀以後一二世紀後半までは、ザグエ（Zagwe）王朝に王位を簒奪され、この約二世紀半は国内的に動乱の時代であった。一二七〇年、ザグエ王朝が崩壊し、再びソロモン王朝が復興された。エチオピアの中心は、アムハラ（Amhara）に移り、キリスト教による支配を拡大しつつ、教会と国家との融合が生じ、これが回教徒の執拗な侵略を防止する源となった。一四三四年、ザール・ヤホブ（Zara Yahob）は、教会と君主制の強化を行うことにより、回教徒の支配に対してエチオピア人を勝利に導いた。しかし、一五三一年、回教軍はエチオピアを襲い、主要な州を占領し、教会及び修道院を破壊し、多くのキリスト教信者に改宗を強要した。一五四一年、ポルトガル軍

がエチオピアに到着し、ポルトガル・エチオピア連合軍が遂に回教軍を打ち破り、トルコの侵略から国家を救うことができた。

一六二六年、皇帝スセンヨス（Susenyos）は、ポルトガル人（ジェスイット派）の説得により、ローマ・カトリックに改宗し、法王に忠誠を誓い、エチオピアの一神教（monothysitism）の破棄を強いられた。この改宗に対しては、一般の人々の反対が広まり、一六三二年、スセンヨスはローマに対する忠誠を取り消し、エチオピアの教会に戻ることを宣言した。彼の息子ファシラダス（Fasiladas）が王位を継承し、そこで彼はジェスイット追放政策を採り、エチオピア教会と国家との間の連合を再度確立し、孤立政策を採った。一六三二年から一六六七年のいわゆるファシラダスの治世中に、皇帝の権威は急速に減少し、他方、地方分権的封建領主たちが自立し権力を有するようになってきた。一六八二年から一七〇六年にかけて、大帝イヤス（Iyasu）の治世となり、皇帝の権限が再び高揚されようとしたが、「結局は内外からの諸圧力によって国王の実権は次第に消滅し、地方には群雄が割拠し」[10]、しかも、一七六九年から一八五五年にかけては完全に皇帝の権威は低下し、他方、権力は地方の君主たちに保持され、その内の何人かは諸外国政府と条約を締結するまでに至った。その当時、国内で比較的にまとまっていたのはエチオピア教会のみであった。エチオピアの歴史から見て、これは士師の時代（Time of the Judges）と呼ばれるものであった。

近代国家としてのエチオピアは、テオドロス二世皇帝（Theodore II, 1855〜'68）の治世から始まる[11]。一八五五年、彼の下で王威が復興し、州や郡の長が任命された。国家統一が行われようとするが、他方、英国との対立が続いていた。一八六八年、英国の遠征軍は、テオドロスを破り、彼を処刑した。一八七二年、ヨハネス四世皇帝（Yohannes IV, 1872〜'89）が幾人かのライバルを破り皇帝（King of Kings）となった。一八八九年、ヨハネスが回教徒との戦い

で戦死したのを機に、ショア（Shoa）の王子であったメネリック二世（Menelik II, 1889〜1913）が王位を継承した。このとき彼は平和に国家統一をはかるために、一八八九年五月二日、イタリアと条約を締結した（ウッチアリ条約）。この条約により、イタリアは北部エリトリア（Eritrea）を植民地として支配し、一八九一年三月二四日の英・伊間のローマ議定書（Anglo-Italian Protocol）によりエリトリアに対するエチオピアの主権が消滅した。

このような安易な支配可能に自信を持ったイタリアが、さらにエチオピアの南部に対しても自己の利益を拡大しようとしたことにより、メネリックはフランスの援助を受けて、一八九六年三月一日、アドワ（Adowa）で会戦し、エチオピア史上画期的な出来事ともいうべき勝利をエチオピアにもたらした。[12] 同年一〇月二六日、平和条約が締結され、それによりウッチアリ条約が破棄され、エチオピアの独立が認められた。[13] アドワの戦いにより、メネリックもまた自己の地位を高め、対内的には国家統一を計ると共に、対外的には英仏伊の三国と幾多の条約を締結した。[14]

一九〇八年、メネリックは病気で倒れたために、ラス・テッサマ（Ras Tessema）を摂政として、リッジ・イヤス（Lij Iyasu, 1913〜'16）を後継者に指名した。長い病気の後、一九一三年一二月一二日、メネリックは死亡しイヤスは帝位に就いた。しかし、イヤスは行政に対する能力に欠け、しかもイスラム教に改宗したためにエチオピア教会から破門された。一九一六年、イヤス帝の廃位によりメネリックの娘ザウディッツ（Zauditu, 1916〜'30）が帝位に就き、摂政にラス・タファリ・マコウネン（Ras Tafari Makonnen）が指名された。[15] ザウディッツ帝の下で、摂政マコウネンは、エチオピア国家の再編制と鉄道の整備、学校・病院の設立等を行った。また、外交にも力を入れ、一九二三年九月二八日には国際連盟にも加入した。

一九三〇年四月二日、ザウディツ帝の死により、マコウネンは、ハイレ・セラシエ一世（Haile Selassie I, 1930～'74）として同年一一月二日、帝位に就いた。王位継承後の最初の最も重要な事柄の一つは、一九三一年七月一六日のエチオピア帝国憲法の公布であった。[16] この点について、ウーレンドルフは「一九三〇年の戴冠後皇帝ハイレ・セラシエが行ったまず第一の事柄は、国民に成文憲法（a written Constitution）を提示することであった。これはその国の国民的要求から生れたものではなく、まったく皇帝の自発的行為にすぎず、しかも皇帝にとって自己の行動を正統化し、保障する特殊な力であった」[17] と見ている。他方、ホワードは「成文憲法――理論的にエチオピアは今日立憲君主国（Constitutional Monarchy）である。……現在の皇帝の意向は、イギリス型の線に沿った現代的な立憲政治を確立することにある。皇帝の自発的な下賜である一九三一年成文憲法は、国家の基本法となった」[18] と好意的に見ている。ともかくも「皇帝は、イギリスの指導によってではあるが、エチオピアの近代化のためには、国家のあらゆる分野の方針決定に国民自身が参加するようになれることが必要であることを国民に示したのである」[19] といえよう。

さて、一九三四年一二月五日、イタリア軍がエチオピアのオガデン（Ogaden）に進出し、衝突した。ためにエチオピアは、一九三五年一月三日、国際連盟規約第一一条に基づいて国際連盟に提訴したが、同年九月に出された決定では如何なる国家にも責任は無いというものであった。[20] 一〇月三日、何らの戦争宣言も無くイタリア軍はエチオピア侵攻を開始し、一〇月一一日、国際連盟の五一ヶ国の国々がイタリアに対する経済封鎖の実施を決定した。翌年五月イタリア軍はエチオピアの首都アディス・アベバを占領し、エチオピアの併合を宣言した。ハイレ・セラシエは、その抵抗が多くの無防備な人々の殺戮を招くと考え、世界に訴えるために英国に亡命した。一九四〇年、ファシズムのイ

タリアがドイツの同盟国として第二次世界大戦に参加するに及んで、英国はイタリアに対して宣戦し、同年八月英軍はエチオピア領内に進行し、翌四一年四月六日、首都を奪還した。そこで皇帝は五月五日に首都へ帰還し、また、一九四二年一月三一日の英国との条約締結により帝位に復した。亡命のための空位期間は、約五年であった。

一九五五年一一月四日、ハイレ・セラシエは、戴冠後二五周年を記念して、一九三一年制定の憲法を改正すべく新な改正憲法（a revised Constitution）を公布した。この改正憲法は、基本的には前憲法をより明確かつ強化するものであり、特に皇帝にその権力を集中させた所に特色があった。(21)

一九六〇年一二月一四日、皇帝がブラジル訪問中にクーデターが勃発した。クーデターの実行者たちは、皇太子アスファ・ウォッセン（Asfa Wossen）及び政府首脳を拘禁し、特に皇太子にはラジオを通じてアムハラ語の宣言を読ませた。同宣言では現体制の中にある汚職及び縁故採用による不公平を批判すると共に、国民に対する安定したサラリーを保障するよう求める内容であった。(22)クーデターは、一見成功したかに見えたが、陸海空軍は立たず、国民も信用せず、結果的には急遽帰国した皇帝によって鎮圧されてしまった。クーデターの指導者ギルマ・ネウェイ（Girmame Neway）及びメンギスツ・ネウェイ（Mengistu Neway）兄弟はそれぞれ自殺、処刑された。このクーデターの原因としては「エチオピア人が無知・文盲・貧困から解放されることを望みながら待ちに待ったが、何の変化もえられず、進歩から取り残されているうちに、新興アフリカ独立国は大きな変化を成しとげており、『エチオピアは経済開発・教育・生活水準の面ではるかに遅れをとってしまった』こと」を上げることができるといわれる。(23)

一九六三年五月、初めてのアフリカ指導者会議が開かれ、皇帝はその推進役を務め、特にアフリカ統一機構（OAU＝Organization of African Unity）の本部を首都アディス・アベバに誘致し、「アフリカ内の紛争はOAUを中心にア

フリカ人自身が解決するという原則」[24]即ち、パックス・アフリカーナの原則に基づく最大の紛争調停者となったのである。[25]

一九六七年、中央政府に反対する勢力がエリトリアに於いて増大してきた。[26]民族自決を要求して、エリトリア解放戦線（ELF＝Eritrean Liberation Front）は、積極的にテロ活動を始めた。特にその勢力は、エリトリア西部のイスラム教徒の間で強いものとなった。[27]一九七〇年一二月、皇帝はエリトリアのほぼ全域に戒厳令及び非常事態法を発し、治安の強化に務めた。またその前年の六九年には、学生の暴動を押えるために国民の自由を停止する新な安全処置が採られていた。[28]

一九七四年一月、エチオピア陸軍の下士官、兵が待遇改善の請願を皇帝に対して行うという事件が発生し、また同年二月上旬には賃上げ等の要求を求める教員組合のストライキが起りそうであった。食糧価格の高騰と失業者の増加、石油の値上げ等の経済的状況の悪化に伴い、国民の不満は高まり、同月中旬には反政府デモ、各種のストライキが発生し、政府の対応策は何ら効果を発揮しない状態となった。そして、二月末には国軍中にも反乱が生じ、いやが上にも革命の御膳立はここに揃ったのであった。[29]

全面的な政治改革の要求に従って、皇帝は三月五日、選出による民主的政府を確立すべく憲法代表者会議に同意を与えたが、ときすでに遅く事態は悪化するばかりであった。三月二一日、エンダルカチュウ（Endalkachew Makonnen）首相は、一九五五年憲法を改正すべく新憲法起草委員会のメンバーを国民各層の中より三〇名指名した。しかしながら、「エンダルカチュウ内閣の役割は、せいぜいのところ見かけ上の立憲君主制から実質的な立憲君主制への制度的転換を具体化する程度のものであって、たとえ上からの改革であっても、それを主体的に推進するよ

うな立場からはほど遠かった」という説明に見られるように、軈てはマヒ状態に陥り、他方、民衆の支持を受けた軍がその勢力を増大してきた。七月二二日、軍事調整委員会（Provisional Military Administrative Committee）は、皇帝に圧力を掛けて内閣を総辞職させ、軍のカイライとしてのイムル（Mikael Imru）内閣を成立させた。既に実権は同委員会に有り、イムル内閣の使命もまた「軍事調整委員会の目指す根本的改革を、同委員会の指導と監視のもとで遂行することにほかならなかった」[30]のである。

一九七四年九月一一日、軍事調整委員会は、皇帝の第一皇女テナグネ・ウオルクを逮捕した。また翌一二日、同委員会の代表が宮殿に赴き、皇帝にその廃位を伝達し、かつその身柄を拘束し別の所に移した。同時に、委員会は、一九五五年憲法の停止、議会の解散及び軍事政権が確立したことを明示する二つの宣言（Proclamation No. 1, No. 2 of 1974）[31]を行った。ここにエチオピア王国は、革命によりその三〇〇〇年の歴史を閉じたのであった[32]。

三　皇帝の憲法上の地位及び権能

シューラーは、一九五五年エチオピア改正憲法について、「一八七一年のドイツ憲法の影響を受けた一八八九年の日本の明治憲法（Meiji Constitution）にその基礎を置く一九三一年エチオピア憲法は、一九五五年、ハイレ・セラシエ戴冠二五周年（the 25 th Anniversary of HAILE SELASSIE's Coronation）に因んで、改正憲法（a Revised Constitution）により改正された。一瞥するならば、この憲法の構造は、伝統的な要素を包含しながらも極めて強い行政権を有するアメリカ的なものに思われる。全体からするならば、その憲法典は、立憲君主制を創設しようということよりもむしろ君主制の憲法であり、……中略……この憲法の下では法と現実との差が大きく、従ってヨーロッパ

の『法的根本原理（jural postulates）』——成文憲法の基礎を成す基本的価値——は、伝統的な法的原理と現実の事象及び憲法典の枠外に介在する伝統的な慣行等により無に等しいものとなった」[33]と述べている。榎原教授もこの点について「この憲法は他の立憲君主制憲法に比較して、君主主義的傾向のいちじるしく強い憲法であり、その運用によって、容易に専制主義体制に移行できても、国会主義体制への移行はほとんど考え得られない憲法である。事実、この憲法下における現在のエチオピアの政治の実際は、皇帝ハイレ・セラシエの専制体制以外の何ものでもない」[34]と断言されている所である。

さて、一九五五年エチオピア憲法は、既に殆の人々が指摘しているように外見的立憲君主制度を定めた憲法、従って内容的には専制君主制憲法であったといえると思われるが、いま一度その憲法上の皇帝の地位及び権能について吟味したく思うものである。

㈠　皇帝の憲法上の地位

一九五五年エチオピア憲法は、その前文冒頭に於いて「ユダ族の征服獅子王、神の選び給うたエチオピア皇帝」と述べ、また第二六条及び第三六条の各規定により、皇帝がエチオピアの主権者（Sovereign）であったことを明示している。[35]主権者とは、小森教授が指摘される如く「政治上最高の権威の保持者としての地位にある」者のことであり、その主権者の有する権威とは「権力が物理的強制力を中核とした支配力をいうのに対して、精神的規範力を中核とした支配力をいい、権力や法に正当性を賦与するものであり、いいかえれば、権力や法の源泉をなし、基盤をなすもの」[36]ということができる。エチオピア皇帝は、主権者として権威の最高の保持者であり、かつ、その有する権威性

を神に求めていたことは明らかである。これは同憲法第四条で定める「皇統により、また皇帝が受けた塗油(anointing)により、皇帝の身体は神聖であり、その尊厳は不可侵であり、その権限はこれを争うことができない」という点からも、また同憲法第二一条で定める皇帝の戴冠式に於ける宣誓からも伺い知ることができる。また、内容的に見ても、エチオピアが英国型の君主制を摸索していたことを憲法上も知ることができる。なぜならば、英国において「戴冠式におけるウェストミンスター寺院の司祭長による塗油の儀式は、このこと(英国国王のもつ最高の権威性は神に由来すること)を現わす」からである。[37]

次に、皇帝は、統治権の総攬者としての地位にあったことを知ることができる。憲法上、戴冠式の宣誓文中に於いて「……朕は、朕の臣民を、忍耐と献身をもって、その全体の福祉のため、かつ憲法と法律に従い、統治する……」と定めていたこと、また憲法諸条項上からも皇帝が幅広く立法・行政・司法の各作用に関する権能を有していたこと等は、皇帝が統治権の総攬者としての地位にあったことを明示している。

ところで、一般に「統治権の総攬者としての国王の大権(loyal prerogative)の行使には、内閣もしくは大臣の助言(advice)を必要とし、内閣もしくは個々の大臣が議会に対しすべての責任を負う」[38]という大臣助言制と議院内閣制のあることが論じられるが、この点についてエチオピア憲法を見るならば、大臣助言制についてはこれを確認することができるものの(六九条)、他方、その内閣の責任については皇帝及び国家に対してのみ負うものであって(六八・六九各条)、従って「内閣の進退は国会の信任によってこれを決するという議院内閣制の原理はみじんもみられないのである」[39]と結論づけることができる。正に完全な大権内閣制を採用していたのである。この点については、「国王は、法的・形式的には、首相その他の大臣を任命する権限をもつが、実際には、長い間の伝統的慣習の結果と

して、国王の自由意思によって行なうことはできず、常に必ず下院において過半数を占めている政党の首領を首相に任命し、さらに、その首相の推薦によって首相以外の大臣の任命を行なわなければならない[40]」という英国型君主制の実質的要素は採り入れられていなかったのである。

次にまた、皇帝は、国家元首（Head of State）としての地位にあった、ということができる。憲法第二六条が「……帝国のすべての事項に対する最高権力は、本憲法の定める方法に従い、国家元首たる皇帝がこれを行使する」と規定する所である。さて、元首の概念としては広狭二様有り、広義には「単に国家を対外的に代表する資格を有する国家機関のみを指す」が、狭義もしくは伝統的な意味では「対外的代表資格を有するのみではなく、対内的にも、国家の首長、殊に行政機関の首長としての地位にある」ということになる。後者の意味からすれば、正にエチオピア皇帝は、国家の元首であり、その行政上の権能につき広範なものを有していたことは明らかである。また特にハイレ・セラシエ皇帝については、その対外的代表資格を有しての業績は一般に評価される所である[41]。

㈡　皇帝の憲法上の権能

一九五五年エチオピア憲法は、皇帝に対して、立法・行政・司法の凡てにわたる極めて広範な権能を認めていた。具体的に見るならば、立法作用に関する権能としては、国会の召集・解散・会期の開会延期・休会・会期延長等の権限（三三条）、法案の提出及びその他決議案の発案・修正・裁可の権限と法律公布権（三四・八八～九一各条）、上下両院議院による忠誠の宣誓を受ける権限（八一条）、非常事態発生による勅令の公布（九二条）、憲法改正の権限（一三〇条）等を上げることができる[42]。次に行政作用に関する権能としては、行政各部の組織・権限・義務・並びに

政府の管理方法の決定・官吏の任命・転任・休職及び罷免（二七条）、首相その他の国務大臣及び副大臣の任免・罷免・忠誠の宣誓を受ける権限（六六条）、各大臣の国家及び皇帝に対する責任（六八条）、内閣の皇帝に与える助言及び進言に対する責任（六九条）、宣戦布告・軍の最高司令官として、軍隊の維持・軍隊の編成・指揮・軍将校への階級の授与・昇進・転任・罷免等の権限・包囲状態・戒厳令・国家非常事態を宣言する権限・防衛と保全とを確保する権限（二九条）及び外交関係の最高指揮権、大使・公使の信任状公布・受領権、外国との紛争解決権、条約の批准権（三〇条）、栄誉授与権（三一条）、貨幣の鋳造・印刷・発行権（三二条）、恩赦権（三五条）、保護大権（三六条）、教会首長権（一二六条）等が認められていた。[43] 最後に司法作用の権能としては、第三五条の「皇帝は裁判所を通じて正義を維持する権利と義務を有する」ということより、第一〇八条では、司法権の行使が法律に従い皇帝の名において (in the name of the Emperor) 為されることが定められている。また裁判官の任命（一一一条）も皇帝の司法作用上の権能として上げることができる。[44]

シュワッブは、皇帝の権能について、「中世の絶対君主国のようなエチオピアを統治して、皇帝はその統率力を持ち得た期間中は殆どエチオピアでは絶大な権力的・支配的政治家であった。皇帝は、尊大で王者らしく、あらゆる決議事項を支配し……中略……カリスマ的世襲制及び封建制度の結び付きを通して、ハイレ・セラシエ皇帝は自分の皇帝としての権威 (Imperial Authority) を保持した。皇帝は、自分の権威は神 (God) によって自分に授けられたものであり、また以前からのあらゆる諸皇帝の実質的優良性は、生物学的継承とエチオピア正教会の長である所の献身的行為とにより、自分に伝えられていると信じていたように思われる」[45] と推定している。榎原教授は、その君主制の特徴に関して「皇帝の権限行使に対する国会的制約の微弱さ、大臣の副署制度すらもたぬ大権内閣制度等を考え合

わせるとき、その君主主義の強調は、われわれをして、この国の憲法制度を『立憲君主制度』といいきることに、若干のためらいを与える。……中略……エチオピアの憲法体制を、政治的現実に着眼してみれば、明らかに、皇帝ハイレ・セラシエの専制君主制度である」[46]とこれまた指摘されている所である。これらの指摘する所は、憲法上の皇帝の地位及び権能の数々を見れば一目瞭然であり、別に異論を唱えるものではないが、次に問題とすべき点は、何ぜエチオピアは専制的要素の強い君主制を採用しなければならなかったのか、何ぜそれまでの君主制を打破する革命が発生したのか、またエチオピア憲法（一九三一年）は明治憲法を参考にしたといわれるが、果して将来において日本にもエチオピアの如く革命が起こるのであろうか、[47]等々である。これらについて、章を改めて考えるものである。

四　君主制度崩壊の原因

ラウル・バルディッツは、「エチオピア革命の最初の行動は、ハイレ・セラシエを退位させることであり、彼の絶対的封建的君主制の体制を終らせることであった。フランスにとってブルボン（Bourbons）王朝の崩壊は、フランスの近代国家を発展させるのに不可欠なものであった。エチオピアにとって、この同じ手法がより深い意味さえ有するものである」[48]と述べている。また、シュワッブは、「ハイレ・セラシエが食糧不足（famine）を始めて公的に表明した一九七四年二月までに、その君主制とその全体主義的封建制度はすでに崩壊し始めていた。政府が有したあらゆる支持と正統性は一九七四年に押し流され、その食糧不足を極度に覆い隠すことが直接には体制消滅の原因となった。この過程に相当役立った他の要素としては、国際的なオイル危機（International Oil Crisis）であり、しかもそれはイ

ンフレの増大を引き起し、国の上部階級を除くすべての人々に経済的圧迫を与えた。食糧不足とオイル危機というこれら二つの出来事は、エチオピアに影響を及ぼし、かつ、経済的政治的な決定に対する反対者を増加せしめた」[49]と述べている。小田教授は、〝革命の背景〟にあるものとして、「半封建的貴族、豪族、牧師（あるいはその総体としてのコプト・キリスト教）などの大土地所有者層による小農および小作農に対する搾取が、その社会経済関係の内実を形成していた」[50]という半封建的土地制度の温存を第一に指摘されている。次に、この半封建的体制の上に「形式的には立憲君主制に移行したが、その実、皇帝は立法、司法、行政上の絶対権を保有し、二院制の議会はあっても政党は存在を認められず、民意の政治への反映を保障する手段は、制度上まったくこれを見いだすことができなかった」という前近代的政治体制が加わっていたことを強調されている。さらに、これらの半封建的・前近代的政治体制の基にあって、革命の直接的原因となったのは人々に対して経済的苦痛を与えたことであったといわれる。即ち、一九七〇年代初期からの降雨不足により、旱魃と飢饉及び何十万人ともいわれる餓死者が発生した。しかも、これに追い打ちを掛けるように第四次中東戦争に端を発したオイル・ショックが生じ、ために悪性のインフレーションとなってエチオピアを襲ったことも指摘されている所である。

これらのエチオピア革命発生の諸原因を見る限り、特に自然災害ともいうべき旱魃や飢饉については人的力の及び得ない要素が大であると思われるが、他方、前近代的政治制度については充分考慮の余地があると考える。

さて、そのエチオピアの政治制度を考えるに当り、岡倉助教授は、嘗て「エチオピアでの皇帝支配と第二次世界大戦直後までの日本における天皇支配は、世界で有数の長期にわたる君主制支配という共通性をもっており」と述べられ、「日本の民主化運動の中で天皇制打倒の闘争がいかに展開され、どんな役割を果したかを日本史研究者の側から

明示される機会があれば今後発生しうるエチオピアの民主化運動の中での反皇帝闘争の展開を理解するヒントをアフリカ研究者側が得られるだろう」[51]と論じられた。しかしながらエチオピアでは現実には反皇帝闘争というよりも革命による君主制の廃止へと事態は変化したのであり、他方、むしろ明治維新及び大東亜戦争という国家的危機に遭遇しながらも、日本では天皇制がよく保持され得た点を鑑みて比較考量されるべきものと思われる。

確に、レーヴェンシュタインが述べている如く、今日の社会においては最早前近代的専制君主は存在し得ず、「議会主義的君主制だけが存立の見込みがあり、そのばあいにも国王の行為能力はきわめて狭く限定されなければならない」[52]ものであり、君主が行政権を中心に広範な権限を独占的に保有することは許されるものではない。ところで、一般に岡倉助教授の指摘にも見られる如く、大雑把に日本の天皇制とエチオピアの君主制とを比較する傾向がある。しかしながら、ホワードが指摘するように、エチオピアの君主制の模範として考えられていたのは英国型君主制であり、[53]しかもその英国型君主制といっても内容的には相当異なるものであったと断言せざるを得ない。少くとも英国の君主制の中には大臣助言制及び議院内閣制が確立されているのであって、大権内閣制を採用するものではないことを知るべきである。[54]また、日本の天皇制との比較に於いても、そもそも君主と国民の関係からして異なるものであることを知るべきである。日本は、伝統的に君主と国民の関係を君民合一の関係として保持してきている。森教授は、日本の天皇制と西欧の君主制との相違について、「天皇の振子作用なるものは、従来の天皇制が西洋の民主制的君主制と異なり、（ママ）著るしく超階級的君主制、超越的純粋君主制という性格を持っていたことから生ずる伝統的な権威的・求心的・統合的機能に外ならないのであって、覇者的階級的君主制から生ずる機能ではない。……中略……比較君主制的立場から見れば、従来の日本君主制は西洋の民主的君主制よりも、階級的君主制という性格に比較的乏しかったので

あって、一切の階級、一切の勢力の上に超然とし立つ唯一者として求心的統合的作用を果すと云う長所、寧ろ階級我を抑えて国家の普遍我を志向するという長所を有していたことを認めざるを得ない[55]」と述べられている。小森教授は、「西洋においては、君主は『うしはく』統治者であり、従って君主に対する国民の気持は『権力への反抗』となって現われた。日本においては、天皇は『しろしめす』統治者であり、従って天皇に対する国民の気持は『権威への随順』となって現われた。私見によれば、そこには西洋人と東洋人殊に日本人との間の世界観のちがいも左右しているように思われる[56]」と説明されている。少し引用が長くなったが、これが日本の天皇制の下にある君民一体というものであり、天皇制の基礎を成す基本的重要事項である[57]。

森・小森両教授の指摘を考慮せず、岡倉助教授の如くエチオピアの君主制と日本の天皇制とを同一次元で論じようとすると、何の説得力も持たないものになると云わざるを得ない。森・小森両教授の指摘に従って、エチオピアの君主制を評価するならば、それは西洋に見られた君民対立の関係を基として、君主に対して国家三作用に係る実質的権限を独占的に付与した正に覇者的階級的君主制であったと云うことができる[58]。また、君主制下のエチオピアが我国の大日本帝国憲法を参考にしたことから、結果的にその崩壊原因を憲法に求める意見もあるが、どんなに立派な憲法を有したとしてもその国家・国民の能力、社会的・経済的安定性等が確保されない限り[59]、憲法を土台にした確固たる国家を保持することができないのは一般的常識である。表面的・形式的にのみ日本の憲法を模倣したとしても、実質的には西洋型君主制を採用したのであり、これが国民を権力で支配するということに繋り、聴ては国民の反抗、革命という過程を経過したと考えられる。

また、革命発生の導火線的原因として、長期にわたる旱魃、飢饉、飢餓及びそれと関連のある農業生産高の低下、

食糧不足という経済問題を上げることができる。一九八五年九月二日のビジネス・アメリカ誌は、「エチオピアは、恐らく世界で最も貧しい国であろう。去年一年間を通して、その経済は打ち続く旱魃と戦闘とによって荒廃しつづけている……中略……エチオピアの北部諸州の社会福祉を維持し、ソマリア国境での緊張が大なる軍事支出を要する。……中略……エチオピアのかなりの部分で、連続的な穀物収穫の失敗が食糧不足の主たる原因である。しかもその食糧不足たるや四二〇〇万エチオピア人民中の七〇〇万人に及んでいるものである(60)」と報告しているが、この状況は社会主義国である今日のエチオピアも、拾数年前の（革命前の）エチオピアも同じである。特にここ二、三年の旱魃は極めて深刻なものであり、多くの国際的援助が為されている所である(61)。革命当時エチオピアにいた伊藤氏は、「エチオピアの革命は特定のイデオロギーから始まったとは思えないふしがある……中略……だから君主制の、というより皇帝自身が国にもたらした功績と弊害を比較考量し、皇室が改革に役立つのか、完全な障害となるのか、といった論議が政治技術的問題としてつづいていた」「エチオピア軍部は、『皇帝は万能の権限を飢餓の救済に向けなかった』と不作為の責任を問うた(62)」と報告されている。

五　むすび

戦後君主制を廃止した国としては、ユーゴスラビア（一九四五年）、ハンガリー（一九四六年）、ブルガリア（一九四六年）、ルーマニア（一九四七年）、エジプト（一九五三年）、ルワンダ（一九六一年）、リビア（一九六九年）、カンボジア（一九七〇年）、アフガニスタン（一九七三年）、ギリシア（一九七四年）、ラオス（一九七五年）、イラン（一九七九年）などがあるが、エチオピアもまたその内の一国である。一般に君主がその地位を失う原因として、君

主の死亡（自殺・事故死・客死・戦死・暗殺・刑死・失踪）と君主の退位（譲位・遜位・廃位）の二つに大別することができる。君主の退位中譲位とは、君主が自己の意思により後嗣にその君位を委譲することであり、遜位とは自己以外の圧力によって君主がその君位を抛棄させられることであり、廃位とは革命または国家の消滅によって君主がその地位を失うことと説明されている。[63]エチオピアは、革命により君主制を廃止し社会主義体制へ移行したのであるから、紛もなく革命による廃位である。

ところで、社会主義経済体制下に有る今日のエチオピアは、国家及び国民共に幸福であるのだろうか。確に革命後、貧困・失業・文盲・病気の根絶、搾取・地域的不均衡の是正、基本的需要を満すだけの生産の拡大、強固な自主的社会主義社会の建設という革命の目的を達成するために、社会主義宣言（一九七四年）、社会主義エチオピアの経済政策に関する宣言（一九七五年）、国家民主主義的革命計画（一九七六年）等が提出されたが、現実にはエリトリア問題、ソマリア問題、少数民族問題、旱魃、飢饉、食糧不足等の諸問題を抱えており、しかもこのどれ一つを採って見てもその解決には極めて困難さを伴うものである。[64]革命後一〇年を振り返って見て、エチオピアに生れたものは、新な経済的地域格差と五〇〇〜七〇〇万人とも云われる飢餓難民及び回復の見込みのない旱魃、飢饉、慢性的な食糧不足の定着ではなかったであろうか。また、皇帝による支配は終ったけれど、その後は極めて専制的なメンギスツ軍事政権による支配が今日まで続いていて、成文憲法は疎か、議会も存在しない状況である。[65]

革命時にどれほどの人がその意義を理解していたのか、また社会主義的なイデオロギーが最初から存在していたのか、極めて不明確なエチオピアではあるが、そのエチオピア政府は今日親ソ政策を採り、[66]財産を国有化し、社会主義路線を覚束無くも歩んではいるが、そのために多くのエチオピア国民が犠牲にされている。国際社会に於いて、今

日、社会主義的政策に期待を持ってこれを実施できるのは恐らくアフリカにおいてのみであろう。しかし、他方、その社会主義・共産主義の本家とも云うべきソ連や中国では、種々の理由からその政策及び理論の修正若くは自由主義的要素を採り入れざるを得ない状況に追い込まれつつある。エチオピアの将来を考えるとき、一九七四年革命は本当にエチオピアの国家・国民にとって必要なものであったのか、同じ君主制（天皇制）を採用している日本としても、改めてその意義を問わなければならないものと考える。

（昭六二・一・一七・脱稿）

註

(1) カール・レーヴェンシュタイン『君主制』秋元律郎・佐藤慶幸訳（昭三二）二三頁参照。

(2) 現在までの所、王国・立憲君主国として存在する国に、イギリス・デンマーク・オランダ・ベルギー・スウェーデン・ノルウェイ・ルクセンブルグ・スペイン・モナコ・リヒテンシュタイン・モロッコ・スワジランド・レソト・サウジアラビア・ヨルダン・ネパール・ブータン・タイ・マレーシア・トンガ、等がある。但し、これらの中には首長国、英連邦加盟国（英女王を共通の君主として戴く国）及び日本を加えていない。戦後の日本については、憲法上の国民主権等を強調することから共和制的発想をするものがあるが、この点については、伝統的・歴史的な我国独自の国体法の観点に立って見ることにより、帝国憲法下に比して極めて不明確ではあるが、今日でも変らぬ立憲君主国であると考える。宮本・石田・大越・網中・西岡・西・萩原『各国憲法論』（昭五七）各国憲法一覧参照。小森義峯『日本憲法大綱』（昭五三）二二―二三頁参照。

(3) 君主制の持つ政治的長所としては、㈠国民統合の象徴であること、㈡政治的野心を制御すること、㈢外交の連続性を保つこと、㈣政治的調整力を持つこと、㈤官僚の忠誠を確保しやすいこと、㈥忠誠なる将校団を育成し易いこと、等を挙げることができる。これらが有効に機能して、国の内外に政治的安定性を与えるものと考える。市村眞一『君主制の擁護』（皇学館大学講演叢書四十七）一一―三九頁参照。

(4) 一般的に見て、現実に存在する『君主』と制度としての『君主制』との区別が為されずに論じられているように思われる。本稿では後者に重点を置いて論じるものである。

(5) Raúl Valdéz Vivó, "Ethiopia's Revolution", 1978, p. 69.

(6) エチオピアの歴史・君主制等に関してよく参照したものに、榎原猛『君主制の比較憲法学的研究』（昭四四）、浦野起央・西修編・著「11エチオピア」（アジア・アフリカ国際関係政治社会史・第八巻・憲法資料アフリカI）、Mark P. Tarantino., Constitutions of the Countries of the World, Ethiopia, 1979, 等がある。

(7) Peter Schwab., Ethiopia : Politics, Economics and Society, 1985, p. 4.

(8) 一九三一年憲法第三条「法律は、皇威がエルサレムのソロモン王の王子であるメネリック一世とシバの女王として知られるエチオピア女王以来、皇統を継受しているサーレ・セラシエ王の子孫たるハイレ・セラシエ一世の皇統に永続していることを定める」、一九五五年憲法第二条「皇威は、永久に、エチオピア女王たるシバの女王とエルサレムのソロモン王の王子であるメネリック一世の御代以来、皇統が連綿と続き、サーレ・セラシエ王の子孫であるハイレ・セラシエ一世の皇統に属して動かない」浦野・西、前掲書三三八、三四八各頁参照。

(9) P. Schwab., op. cit., p. 6.

(10) 榎原・前掲書一三〇頁参照。

(11) John Paxton (ed.)., The Statesman's Year-Book＝1983〜1984, Ethiopia, 1983, p. 446.

(12) アドワの勝利によりエチオピアは、列強によるアフリカ分割史に唯一の例外をつくったのであり、マコウネンは、a famous landmark in the history of Ethiopia であり、メネリックはイタリア軍に壊滅的打撃を与えたとして評価している。Sha Atnafa Makonnen., Ethiopia To-Day, 1960, p. 44. しかし、その裏には仏の援助が主たる役割を演じたのを見ることができ、新な列強による利権争いがその後も続いたのであった。織田武雄・編集『新世界地理・アフリカ』（昭三八年）二六四―二六五頁参照。

(13) S. Makonnen., op. cit., p. 44.

(14) S. Makonnen., op. cit., pp. 44〜45.

(15) S. Makonnen., op. cit., p. 49.

(16) W.E.H. Howard., Public Administration in Ethiopia, 1956, pp. 43〜44, S. Makonnen., op. cit., pp. 50〜51.

(17) Edward Ullendorff., The Ethiopians, 1973, p. 183.
(18) W. E. H. Howard., op. cit., p. 89.
(19) 榎原・前掲書一三三頁参照。
(20) S. Makonnen., op. cit., pp. 51～54.
(21) Heinrich Scholler and Paul Brietzke., Ethiopia : Revolution, Law and Politics, 1976, p. 39. 101. E. Ullendorff., op. cit., pp. 186～187.
(22) Leonard Mosley., Haile Selassie, 1964, pp. 289～291.
(23) 吉田昌夫『アフリカ現代史Ⅱ』（昭五三）二五五―二五六頁参照。
(24) 吉田・前掲書二五六頁参照。
(25) L. Mosley., op. cit., p. 292. この皇帝の国際協調主義は、その後の廃位のときに他のアフリカ諸国の亡命受入れ要請（結果的に皇帝は亡命しなかったが）という形で評価された。小田英郎「エチオピア革命、一九七四年」慶応義塾大学法学研究・第五四巻第三号・一五四―一五五頁参照。
(26) 吉田・前掲書二五八―二五九頁参照。
(27) P. Schwab., op. cit., pp. 103～104. ＥＬＦは、一九七〇年に、エリトリア解放戦線革命委員会（ELF-Revolutionary Council）とエリトリア人民解放戦線（EPLF＝Eritrean Peoples Liberation Front）とに分裂した。
(28) Mark P. Tarantino., op. cit., p. 6.
(29) 一九七四年エチオピア革命について詳述したものとしては、小田英郎・前掲論文を上げることができる。その他一面的ではあるが Raúl Valdéz Vivó., Ethiopia's Revolution, 1978. も参考にすることができる。
(30) 小田・前掲論文・一五一頁参照。
(31) 一九七四年九月一二日布告第一号では、ハイレ・セラシエ一世の廃位(2)、アスファ・ウォッセン皇太子がエチオピア国王であること(3―a)、戴冠式は皇太子帰国後すぐ行われること(3―b)、国王は国の行政及び政治的事項に権限を有しない国家元首であること(3―c)、国民が真に民主的な過程で選挙するまで下院及び上院（議会）は解散されること(4)、一

九五五年憲法の停止（5—a）、非常事態として軍事委員会が必要とする布告、即ち新憲法草案は必要な改善後効力を有すること（5—b）等が規定されていた。一九七四年九月一五日布告第二号では、臨時軍事統治評議会（PMAC=Provisional Military Administration Council）及びその議長の権限が明確化された。なお、布告第一号で明示されたアスファ・ウォッセン皇太子への称号及び大権に付き、布告第二七号（2）改正（1—b）で取り消されている。

エチオピアは、今日成文憲法を有しない国である。唯一、その国家組織を定めているものとしては、一九七七年二月一一日布告第一一〇号（A Proclamation to redefine the powers and responsibilities of the Provisional Military Administration Council and That of the Council of Ministers）がこれに該当するものと思われる。Mark P. Tarantino., op. cit., Constitutional Documentation. John Paxton (ed)., The Statesman's Year-Book, 1983—1984, p. 447.

(32) 一九七四年九月以後のエチオピアは、社会主義路線を採り、特に一九七七年二月からのメンギスツ・ハイレマリアム中佐（現国家元首）の登場により、反米親ソの政策を採ってきている。伊藤正孝「アフリカ・ふたつの革命」（昭五八）二一七—二四二頁参照。伊藤氏は、メンギスツ議長について、詳細に報告されている。

(33) **H. Scholler and P. Brietzke., op. cit., p. 39.**

(34) 榎原・前掲書一三九頁参照。

(35) International Encyclopedia of Politics & Laws., 12, Africa-Ethiopia, 1985, p. 19～21.

(36) 小森義峯「英国国王の憲法上の地位と権能」京都教育大学紀要A三八号・六七頁参照。

(37) 英国では、塗油式とは聖別式のことであり、二種の聖器、即ち聖油入れ（Ampulla）と聖油匙（Spoon）という王（Regalia）を用いて行われる。この聖別式については、「この儀式に使用される器具の特質、儀礼の由来からも、その重要性は明らかであるが、大主教の祈禱にくりかえされている様に、ソロモン王に倣って行われていることに注目すべきだろう。ソロモンは聖書世界での最も偉大な王でキリストの原型とされている。従って、『油を塗られた王』（anointed King）に含蓄されている神聖感には、直接の神とのかかわりだけでなく、このソロモンと神とのかかわりの追体験によるものが含まれている』と説明されている。蒲生俊仁「イギリスの戴冠式—象徴の萬華鏡」（神道文化叢書八・昭五四）六一—七二頁参照。

(38) 小森・前掲論文六八頁参照。

(39) 榎原・前掲書一四二頁参照。
(40) 小森・前掲論文六八頁参照。英国には法諺として「国王は君臨すれども統治せず（The King reigns but does not govern.）」とか「国王は悪をなさず（The King can do no wrong.）というものがあるが、英国の君主制を紹介する手掛りとしてよく使用されるものである。
(41) たとえば、アフリカ経済委員会（ＥＣＡ）やアフリカ統一機構（ＯＡＵ）の本部をアディス・アベバに誘致し、またアフリカ内の紛争の調停者として活躍した。吉田・前掲書二五六頁参照。
(42) E. Ullendorff., op. cit., pp. 188~189.
(43) H. Scholler and P. Brietzke., op. cit., p. 39.
(44) E. Ullendorff., op. cit., p. 190.
(45) P. Schwab., op. cit., pp. 10~11.
(46) 榎原・前掲書一四七頁参照。
(47) 同じ君主制を採用していること及び一九三一年エチオピア憲法が大日本帝国憲法を参考にしたという事実より、相当関連づけようとした論文がある。たとえば、岡倉登志「ハイレ・セラシェ一世の支配体制・帝制危機の歴史的背景」月刊アジア・アフリカ研究一四巻八号、伊藤・前掲書一八六・二〇二―二〇四頁などを上げることができる。
(48) R. Valdéz Vivó., op. cit., p. 81.
(49) P. Schwab., op. cit., p. 16.
(50) 小田・前掲論文一三九―一四〇頁参照。
(51) 岡倉登志「エチオピアにおける皇帝支配の歴史」歴史評論二九六号六一頁以下参照。
(52) レーヴェンシュタイン・前掲書七八頁参照。
(53) W.E.H. Howard., op. cit., p. 89. 嘗てハイレ・セラシェ皇帝は、英国で教育を受けたことがあり、当然に英国型君主制が念頭に有ったものと思われる。世界経済調査会「アフリカの研究」（昭四〇）一四五頁参照。
(60) Business America., Drought-war sap economy ; prospects for U.S. exports are in donor-aided projects ; Ethiopia,

(54) 特に大臣助言制については、日英両君主制に共に確認できる制度であり、日本では古事記や詔勅及び内閣制度等の歴史的事実から伺い知ることができる。英国については、枢密院（Privy Council）に起原を有する議院内閣制が存すること周知の所である。小森義峯「日英君主制の比較憲法的考察」（『天皇と憲法』昭六〇収録）二三四―二三五頁参照。

(55) 森三十郎「天皇制と社会主義―佐野学氏の見解に対する批判」福岡大学法学論叢二八巻二〜四号三〇六―三〇七頁参照。

(56) 小森義峯「日本国憲法の規定する天皇制は妥当なりや」（『天皇と憲法』収録）七三―七四頁参照。小森教授は、さらに「西洋人の世界観は『自我と他我との対立』を基調とし、他を疑い、否定し、『自我による他我の征服』を求めようとする。そこから生れるものは、分析と合理を主とする科学の発達であり、『権力への反抗』であり、『自然の征服』である。それに反して、東洋人殊に日本人の世界観は、『自我と他我との調和』を基調とし、他を信じ、肯定し、『他我への随順』を求めようとする。そこから生れるものは、綜合と直観を主とする哲学乃至宗教の発達であり、『権威への随順』であり、『自然との調和』である。わが国古来の宗教を『神ながらの道』というが、『神ながら』とは『上(かみ)さながら』即ち『絶対さながら』ということであって、そこには右に述べたような非西洋的な世界観がうかがわれると思う」と説明されている。

(57) 戦後、天皇及び天皇制という概念上の区別もせず、一律に批判的扱いをするものが多いが、政治学的見地より本来の天皇制に視座を置いて論じられているものに、田村幸策「天皇陛下御在位五〇年の回顧」日本政教研究所紀要第二号（一―三九頁）がある。

(58) 少くとも「英国における国王の統治は、元来武力や策謀に秀でた覇者が権力により国民を威服せしめた覇道的統治であった」ということができる。日本の王道主義的統治を実質的に採り入れられなかった所に、エチオピアの君主制の究極的な崩壊原因が有ると思われる。小森義峯「日英君主制の比較憲法的考察」前掲書中収録二四六―二四九頁参照。

(59) 榎原教授は、一九六〇年革命の失敗を評して「……同時にわれわれは革命の意義すら理解し得なかった大衆の無知と極度の貧困が間接的な原因となっていることも見逃すことができない」と云われているが、同じく一九七四年革命をどれだけのエチオピア人が理解していたであろうか。また革命後のエチオピア社会において、人々は本当に豊になったのであろうか。むしろ反対に人口問題、農業生産の停滞及び食糧不足等がエチオピア社会に定着したと考えざるを得ないように思われる。榎原・前掲書一五一頁、伊藤・前掲書二五〇頁各参照。

Sept 2, 1985, p. 19.

(61) 但し、近年このエチオピアに対する国際的援助について疑問視する意見がある。国際的援助は、エチオピア難民救済に役立っておらず、むしろエチオピア政府による圧政の材料として利用されているとのことである。援助の使途については再検討を要するものと思われる。

(62) 伊藤・前掲書二〇三—二〇四頁参照。

(63) 下津清太郎「君主制」（昭四三）四四—六一頁参照。

(64) International Encyclopedia of Politics & Laws., op. cit., p. 2~3.

(65) 特に一九七四年一一月二三日に行われた政治犯の大量処刑（血の土曜日）から七七年二月三日のテフェリ将軍の処刑まで見ても、恐るべき数の処刑（殺戮）がメンギスツ体制下で行われている。

(66) ソ連は、エチオピアだけでなくアンゴラ、モザンビーク、リビア、ギニア、マリ、ナイジェリア、コンゴ等のアフリカ社会主義諸国と関係を維持しようとしているが、その経済援助には限界が見え始めているようである。伊藤・前掲書二六六—二七六頁参照。浦野起央「アフリカ国際関係論」（昭五〇）三二二—三二七頁参照。

補遺

本稿の初校中に、エチオピアでは軍政から民政への移管などを盛り込んだ新憲法制定の賛否を問う国民投票が行われた（一九八七年二月一日）旨の報道があった（二月二三日朝日新聞）。それによると、「新憲法は一七章一二〇項目からなり、政治体制をソ連型の社会主義体制を基調とした『人民共和国』と規定。ハイレ・セラシエ一世皇帝が倒れた七四年の軍事クーデター以来続いていた軍事評議会を廃止し、民選による国民議会を設立するとともに、メンギスツ議長を最高指導者とするエチオピア労働者党の一党独裁を実現させることなどが盛り込まれている」ということである。

実際に新憲法の各条文に目を通してみなければ詳述することはできないが、恐らく新憲法とは名ばかりで、現行ソ連憲法（一九七七年）を真似たものであろうと思われる。これは既にソ連の衛星国となっている東欧等の国々の憲法が極めてソ連憲法に酷似しているからである。

またこの憲法制度の賛否を問う国民投票では八一％の賛成投票を得たということであるが、従って軍政から民政へ移管し、

軍事評議会を廃止し国民議会の設立へ、という方向に形式上進むのであろうが、実質的にはメンギスツを国家元首とする軍事的独裁体制であり、従来のものと本質的には何ら変るものではないと考える。

エチオピアは、今日でもソマリアを武力攻撃しており（二月一四日朝日新聞）、未だにオガデン地方の領有権問題が解決していない。また最近他のアフリカ諸国が旱魃と飢饉から脱出しつつある中で、エチオピアは従来のままである。メンギスツ現体制が、憲法を制定することにより過去及び現在の立場を正当化するつもりであるならば余りにも強引であり、また今後その憲法が国家国民のために本当に役立つのか極めて疑問であると云わざるを得ない。